

岩手県告示第 94 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 3 項において準用する同法第 53 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、県営江釣子第二地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成 20 年 2 月 12 日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m ²	m ²
北上市鳩岡崎 4 地割	25 番	田	田	198	70
"	50 番	"	"	634	236
"	89 番	"	"	1,044	431
"	104 番	"	"	1,044	235
"	125 番 1	"	"	1,126	330
"	143 番 1	"	"	971	507
北上市鳩岡崎 6 地割	58 番	"	"	1,044	122
"	81 番	"	"	1,097	150
"	87 番 1	"	"	1,013	109
北上市上江釣子 10 地割	184 番	"	"	310	93
北上市上江釣子 11 地割	29 番	"	"	327	70
"	158 番 1	"	"	1,010	70
"	159 番 1	"	"	1,012	887
"	172 番 1	"	"	986	345
"	279 番	"	"	995	513
北上市上江釣子 12 地割	38 番	"	"	932	141
北上市北鬼柳 12 地割	113 番	"	"	723	50